

静 情 審 第 3 5 号
平成28年 9 月 29日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

静岡県情報公開審査会
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年11月20日付け本事管第168号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「こころの医療センターの出前講座に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第203号）

別紙

1 審査会の結論

地方独立行政法人静岡県立病院機構の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成27年7月28日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の内容に係る公文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）し、同日、実施機関はこれを受け付けた。
- (2) 平成27年8月10日、実施機関は、別記2の文書を特定し、全部開示決定（以下「本件当初処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年9月2日、異議申立人は、本件当初処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月4日、実施機関は、これを受け付けた。
- (4) 平成27年9月16日、実施機関は、本件当初処分で特定した文書に加え、別記3の文書を特定した上で、条例第7条第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件追加処分1」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成28年1月15日、実施機関は、本件追加処分1の通知書中の「開示しないこととした部分」の記載に誤りがあったため、本件追加処分1を変更する公文書部分開示決定処分（以下「本件追加処分2」という。なお、本件当初処分、本件追加処分1及び本件追加処分2をあわせて、以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 文書の特定について

ア 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。

イ 対象公文書が、講師依頼のやり取り程度しか特定されておらず、実

際に講演に使用した文書、配布資料、レジュメ、参加者名簿等、開示請求時に例示したものを特定すべきである。

ウ 出前講座に派遣された職員は、休暇を取得し、又は時間外に実施機関の職務外の業務を行っているのではなく、静岡県立こころの医療センター内での看護業務の他に、実施機関の職務の一つとして、講演を行ったのである。

エ 出前講座の申込み及び問合せ先が静岡県立こころの医療センター看護部となっていることから、出前講座は実施機関の業務である。

(2) 非開示情報非該当性について

ア 実施機関の職員の個人メールアドレスは、各職員の業務遂行のために付与されたものであり、条例第7条第2号ただし書きウに該当し、開示になるはずのものである。

イ 当該情報を公にすることにより、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

ウ すでに開示されている他のメールアドレスに宛てて、不特定多数の者から、本来の業務目的以外の電子メールが大量又は無差別に送信されるなどして、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすという事態は惹起されていない。

エ 過去に開示された職員のメールアドレスには、公にしても当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態が惹起されない特段の事情があったか、または、本件において非開示とした職員のメールアドレスには、公にすると当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態が惹起される特段の事情があるのかのいずれかが認められない限り、行政の裁量を最小化する及び原則公開という情報公開の基本理念を没却することになる。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書の特定について

ア 出前講座とは、実施機関が設置運営する静岡県立こころの医療センターにおいて、精神科認定看護師（一般社団法人日本精神科看護協会が創設した精神科認定看護師制度における認定審査に合格し、精神科の看護領域において優れた看護能力、知識を有すると認められた者をいう。）の普及や活動の場の拡大を目的とし、民間企業や地元生涯学習施設等が開催する研修会等への派遣依頼を受けて、精神科認定看護師

- を講師として有料で派遣する事業で、平成22年4月から行っている。
- イ 出前講座の講師派遣申込の受付や問合せ対応等は実施機関の業務として行われているが、講師として派遣される職員は、実施機関の職務以外の業務に従事することになるため、就業規則に基づき、事前に理事長の許可を得る必要がある。また、服務上も休暇を取得するか、勤務時間外に従事することとなっている。
- ウ 異議申立人は、実際に講演に使用した文書、配布資料、レジュメ等を特定すべきとするが、就業規則に基づく兼業許可や休暇取得の手続において、従事した業務の内容を事後的に報告するよう求めていることから、それらの文書を保有しておらず、本件処分により特定した文書以外には本件請求に係る文書は存在しない。
- エ 念のため、開示請求及び異議申立ての受付時の二度にわたり、異議申立人が特定すべきとする文書の探索を行ったが、その存在を確認できなかった。
- オ 出前講座に派遣された職員は、休暇を取得して、又は勤務時間外に、実施機関の職務外の業務を行っているものであり、出前講座に際して作成したり、取得したりする文書は、実施機関の職員が職務上作成又は取得するものではないため、そもそも公文書に該当しない。

(2) 非開示情報該当性について

本件処分で非開示とした実施機関職員の個人メールアドレスは、各職員の業務遂行のために付与されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者から、本来の業務目的以外の電子メールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示とすべきである。

5 審査会の判断

実施機関は、本件請求に対し、当初、別記2の文書を特定して全部開示決定を行ったところ、文書の特定が不十分との異議申立てを受け、再度探索を行った結果、別記3の文書を追加で特定した上で、追加で特定した文書の一部を非開示とする部分開示決定を行っている。

実施機関が特定した文書は、出前講座に係る事務のうち、実施機関の業務として位置付けている受付対応等に係る文書で、具体的には、平成22年4月以降に実施した4件の出前講座に関する講師派遣依頼書、兼業規程に基づく兼業許可申請書、講座実施に対する礼状等である。

異議申立人は、申込み及び問合せ先が、静岡県立こころの医療センター看護部となっていることから、出前講座は実施機関の業務であり、講演に使用した文書、配布資料、レジュメ、参加者名簿等についても特定すべきと主張する。また、実施機関が特定した文書において非開示とした実施機関職員の個人メールアドレスが記載された部分については、そのメールアドレスは実施機関職員に職務遂行のために付与されたものであることから、開示すべきと主張している。

そのため、当審査会では、異議申立人が公文書として特定すべきとする講演に使用した文書等の公文書該当性及び本件処分により非開示とした実施機関職員の個人メールアドレスの非開示情報該当性について、以下により検討する。

(1) 出前講座における事務分担について

ア 当審査会の事務局職員をして、出前講座の事務分担等について確認させたところ、実施機関の説明は、以下のとおりである。

(7) 出前講座は、実施機関が設置運営する静岡県立こころの医療センターに所属する看護師から、精神科認定看護師の資格を取得する者が現れてきたことを契機として開始したものである。

(4) 静岡県立こころの医療センターにおいて、精神科認定看護師の専任や専従を要求する施設基準はなく、精神科認定看護師の資格は職員個人が、自主的に任意で取得している。

(7) 出前講座の制度案内や募集、受付対応等の業務は、講演に係る兼業許可の手続や講師となる職員の勤務時間の管理など、人事管理上の必要から、実施機関の業務に位置付けている。

(5) しかし、実際の講演自体は、精神科認定看護師の資格を持つ個人として、その専門性を発揮して行うものであるとの考えから、実施機関の業務外に位置付けている。

イ 実施機関の説明によれば、静岡県立こころの医療センターにおいては、精神科認定看護師の専任や専従を要求する施設基準はなく、精神科認定看護師の資格は、職員個人が自主的に任意で取得したものであり、講演自体は、精神科認定看護師の有資格者として、専門性を発揮して個人で行うものであるとの考えから、業務外に位置付けたとする。加えて、精神科認定看護師は、5年毎に資格更新を必要とし、更新のためには、一般社団法人日本精神科看護協会が指定する活動を行わなければならないところ、当該活動の一つに出前講座での講演も指定されていることから、講演自体を実施機関の業務外に位置付けたこと

は、不自然、不合理ではない。

また、講演自体が業務外であれば、講演料等は講師となる職員個人の収入となり、兼業に該当するため、実施機関の長の許可が必要となることに加え、兼業を行う際は、休暇の取得を必要とするなど、服務上の手続も行わなければならないため、人事管理上、出前講座の実施を把握するために必要な受付等の事務を実施機関の業務として位置付けたことも、不自然、不合理ではない。

(2) 講演に使用した文書等の公文書該当性

実施機関における出前講座の事務分担を前提とすれば、講演自体は、実施機関の業務外であるため、異議申立人が特定すべきと主張する講演に使用した文書等は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書ではないことから公文書とはいえず、別記2及び別記3に掲げる文書のみを本件対象公文書として特定したことは妥当である。

(3) 非開示情報該当性

実施機関は、本件処分において特定した別記3の公文書のうち、インターネットによる出前講座申込みを印刷した文書に記録されている、実施機関職員の個人メールアドレスを非開示としている。異議申立人が主張するように、実施機関職員の個人メールアドレスは、業務の遂行のために付与されたものであるが、業務上関係のある担当者間の連絡手段として使用することを通例としているもので、公にした場合、業務上関係のない者等から無関係のメールが送信されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

静岡県立こころの医療センターの出前講座に関する情報一切。全ての回で。

また、平成22年4月から出前講座を行っているとのことであるが、その企画立案に関する情報も含む。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条に規定される文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、「事案の移送」もお願いいたします。

別記2 本件当初処分により特定した文書

- ア 有度生涯学習交流館での出前講座関係
 - ・院長あて講師派遣依頼文書
 - ・看護部長あて講師派遣依頼文書
 - ・講師あて講師依頼文書
 - ・簡易決裁欄つき兼業許可申請書
 - ・許可済み兼業許可申請書
- イ 株式会社LITALICOウイングル静岡センターでの出前講座関係
 - ・院長あて講師派遣依頼文書
 - ・看護部長あて講師派遣依頼文書
 - ・簡易決裁欄つき兼業許可申請書
 - ・許可済み兼業許可申請書
- ウ 静岡市葵生涯学習センターでの出前講座関係
 - ・院長あて講師派遣依頼文書
 - ・簡易決裁欄つき兼業許可申請書
 - ・許可済み兼業許可申請書
- エ 静岡インターナショナルエア・リゾート専門学校での出前講座関係
 - ・院長あて講師派遣依頼文書
 - ・看護部長あて講師派遣依頼文書
 - ・簡易決裁欄つき兼業許可申請書
 - ・許可済み兼業許可申請書
 - ・講座実施に対する礼状

別記3 本件追加処分1により特定した文書

- ア 有度生涯学習交流館での出前講座関係
 - ・簡易決裁欄つき講師派遣依頼文書（当初開示決定の院長あて講師派遣依頼文書に簡易決裁欄を付したもの）
- イ 株式会社LITALICOウイングル静岡センターでの出前講座関係
 - ・簡易決裁欄つき講師派遣依頼文書（当初開示決定の院長あて講師派遣依頼文書に簡易決裁欄を付したもの）
 - ・ウイングル静岡センターのウェブページを印刷した文書
 - ・インターネットによる出前講座申込を印刷した文書
- ウ 静岡市葵生涯学習センターでの出前講座実施関係
 - ・看護部長あて講師派遣依頼文書
 - ・同センターのウェブページを印刷した文書
 - ・院長あて書類送付状
 - ・看護部長あて書類送付状
- エ 静岡インターナショナルエア・リゾート専門学校での出前講座関係
 - ・供覧用の講座実施に対する礼状（当初開示決定での講座実施に対する礼状に供覧用付箋を付したもの）

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成27年11月25日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成28年 1 月19日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成28年 1 月25日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成28年 3 月10日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成28年 3 月15日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成28年 4 月25日	審議	第295回
平成28年 6 月27日	審議	第297回
平成28年 7 月25日	審議	第298回
平成28年 8 月29日	審議	第299回
平成28年 9 月26日	審議	第300回
平成28年 9 月29日	答申	

別記5 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学 教育学部 教授	第300回
興 津 哲 雄	弁護士	第295回、 第297回～第300回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第295回、 第297回～第300回
牧 田 晃 子	弁護士	第295回、 第297回～第299回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第295回、 第297回～第300回
森 俊 太	静岡文化芸術大学 文化政策学 部 学部長	第295回、第297回、 第298回、第300回